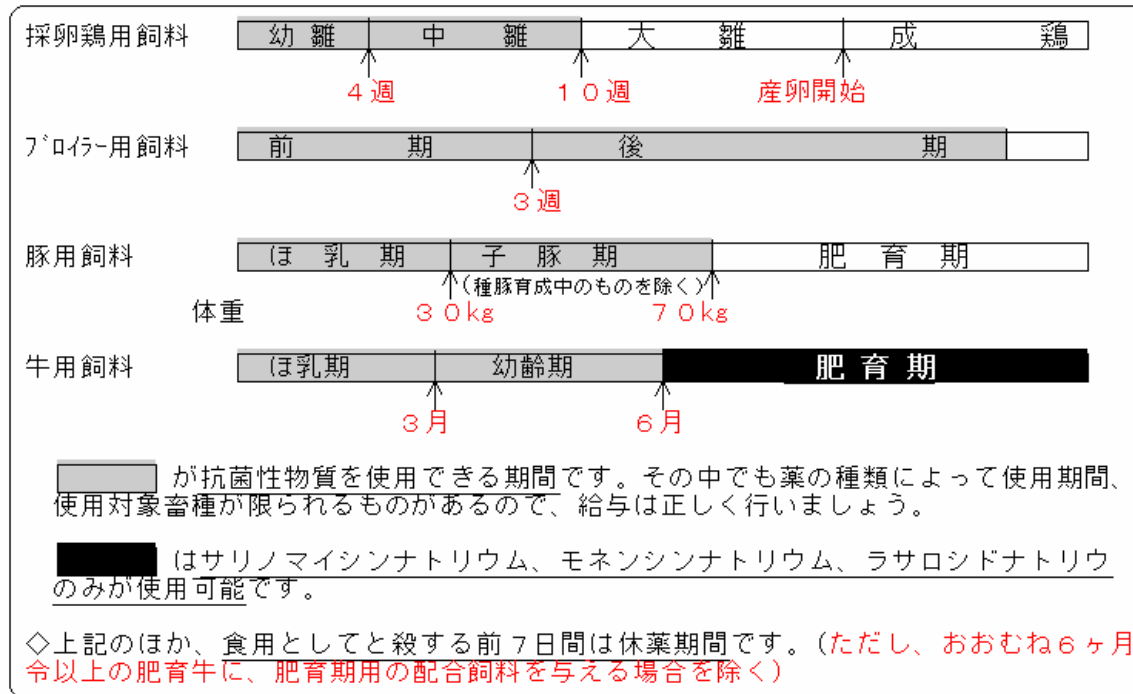




飼料の適正給与で、安全な畜産物を生産しましょう！

対象家畜や使用時期が定められた飼料の表示を守って使用してください。

抗菌性物質を含む飼料は、必ず、その抗菌性物質の名称と含有量が表示されるとともに、給与してよい家畜の種類及び期間が「対象家畜等」として表示されています。安全な畜産物を生産するために、表示等を確認し、飼料等は正しく給与しましょう。



平成18年のポジティブリスト制度の導入により、穀類や牧草などを対象に残留農薬の基準値が設定され、また、動物用医薬品を使用する際の休薬期間や使用禁止期間が大きく変わっています。詳しくは、家畜保健衛生所にお問い合わせいただくか、農林水産省動物医薬品検査所ホームページ (<http://www.maff.go.jp/nval/>) 及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターホームページ (<http://www.famic.go.jp/index.html>) を参照してください。